

小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱等の一部改正に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱等の一部改正
政策等の案の公表の日	令和7年10月15日（水）
意見提出期間	令和7年10月15日（水）から令和7年11月13日（木）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、保護者連絡配信システム、教育指導課窓口）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	20件（13人）
インターネット	13人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人

無効な意見提出	0人
---------	----

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0件
C	今後の検討のために参考とするもの	20件
D	その他（質問など）	0件

〈具体的な内容〉

(1) 許可期間、学区に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	「一部の学校において児童生徒数が増加しており、今後増加が続くと教室の確保ができなくなるおそれがある」ことへの対策として今回の変更だ	C	学区については「新しい学校づくり推進事業」で、検討していきます。

	<p>けでは対処できない可能性があると思う。</p> <p>小中学校の建替え、統廃合などの議論のあることも承知しており、その概要もパブコメの参考とすべきだと思うが、それがないので次の一点だけ指摘したい。</p> <p>現行の学区と自治会区割りに違いがあり、どちらも一定の地理的範囲内の人口をある程度揃える意図があるのであれば、その相違を解消すべきと考える。旧市街地については複数の自治会が一つの小学校学区に対応し、また、かつて人口増のあった郊外においては小学校が新設されても自治会区割りが分割されていない現状は、今後の地域コミュニティに関する議論、コミュニティ活動や災害時の利用を考慮しての学校施設更新の議論の前段階として整理すべきと考える。</p>		
2	<p>現在、自宅から近いもっとも近い学区外の小学校に子どもを通わせている。</p> <p>現状では、中学では距離による学区外通学は認められていないため、自宅から遠い中学校に通わせることになる。</p> <p>いくら自転車通学が認められているとはいえ、雨</p>	C	<p>中学校における通学路の距離を理由とする指定変更については国の基準をもとに「通学距離が6km以上」としていません。</p>

	<p>が降れば徒歩で通うことになるので、45分以上かかるようだ。</p> <p>安全面を考慮しても、中学でも距離による学区外の通学をぜひ認めてもらいたい。</p>		
3	<p>在学中に転居しているため、学区外の小学校に通っている子どもがいる。</p> <p>5歳下の弟が来年小学校1年生になるため、改正後、2年生からは転校することになる。</p> <p>学校は、勉学を学ぶだけでなく、先生とといった、親以外との交流、友人との交友の場であると考えている。1年間、せっかく馴染んだ学校から「兄が卒業したから」を理由に転校させるのは、あまりに子どもの人格を軽んじていると考える。</p> <p>要綱改正に反対する。</p>	C	<p>小田原市教育大綱の4つの基本方針のうちの1つである「地域ぐるみで取り組む教育環境づくり」をもとに、原則学区の学校へ通学することをご理解ください。</p> <p>要綱の改正は令和8年4月1日を予定しており、令和8年3月31日までの申請については、改正前の許可期間を適用しますので、ご意見のケースに支障はありません。</p> <p>なお、説明資料「小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱等の一部改正について」で示した事例「3 兄弟姉妹同一校通学の許可期間【例1】【例2】の「R8.4月」は「R9.4月」の誤りでした。謹んでお詫び申し上げます。この誤りによって通学できる学校への影響はありません。</p>
4	<p>令和8年の4月で新6年生と新1年生になる男子の孫がいる。</p> <p>兄は市内転居で、今は隣の学区の小学校に通っている。要綱改正のルールだと、令和8年度は2人とも同じ学校に通えるが、令和9年度になって兄が卒業したら、弟は転校しないとイケなくなる。「小一の壁」という言葉がある。小学校に上がって1年で転校するのは、子どもにとって影響</p>	C	<p>小田原市教育大綱の4つの基本方針のうちの1つである「地域ぐるみで取り組む教育環境づくり」をもとに、原則学区の学校へ通学することをご理解ください。</p> <p>要綱の改正は令和8年4月1日を予定しており、令和8年3月31日までの申請については、改正前の許可期間を適用しますので、ご意見のケースに支障はありません。</p> <p>なお、説明資料「小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱等の一部改正について」で示した事例「3 兄弟姉妹同一校通学の許可期間【例1】【例2】の「R8.4月」は「R9.4月」の誤りでした。謹んでお詫び申し</p>

	<p>が大きく、かわいそうである。</p> <p>小学校低学年の子を1年で強制的に転校させることはやめていただきたい。</p>		<p>上げます。この誤りによって通学できる学校への影響はありません。</p>
5	<p>令和8年の4月で新6年生と新1年生になる男の子の孫がいる。</p> <p>兄は市内転居で、今は隣の学区の小学校に通っている。弟を新1年生から本来の学区の小学校（兄とは違う小学校）に通わせると、市内の小学校の学校行事（授業参観や運動会など）は同じ日なので、同時に開催される両方の学校の行事に参加できない。市内の学校行事が同じ日であることは、先生方や給食、放課後児童クラブの都合から効率的・合理的なのはわかり。しかし、兄弟が同じ学校に通えるという前提があるから成り立つことで、要綱改正で兄弟が別の学校に通うことがあり得るとなると、この限りでないと思う。この「兄弟が別の学校に通う」ことへの対応（配慮）がパブリックコメントの資料からは読み取れず、不安である。</p> <p>兄弟が別の学校に通うことがあり得ることを前提に学校行事の日を被らないようにするなどの対策</p>	C	<p>学校行事の日程については、地域の実情等に応じて学校ごとに行事や取組が異なることから、日程の調整は困難であることをご理解ください。</p> <p>要綱の改正は令和8年4月1日を予定しており、令和8年3月31日までの申請については、改正前の許可期間を適用しますので、ご意見のケースに支障はありません。</p> <p>なお、説明資料「小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱等の一部改正について」で示した事例「3 兄弟姉妹同一校通学の許可期間【例1】【例2】の「R8.4月」は「R9.4月」の誤りでした。謹んでお詫び申し上げます。この誤りによって通学できる学校への影響はありません。</p>

	を講じてもらいたい。		
6	<p>現在長男が小学校5年生で居住地と違う学区の小学校に通っており、次男が来年度小学校入学を予定している。</p> <p>この制度がある前提で引っ越しをしたため、今急に変わってしまうと困ってしまうため意見する。</p> <p>長男は現在の小学校に通い、次男は学区の小学校に入学すると、学校行事やPTA活動などを二重で参加することになる。学校行事が重なった場合片親ずつ行くなど何かしらを諦めないといけなくなり、子どもに不利益がある。</p>	C	<p>小田原市教育大綱の4つの基本方針のうちの1つである「地域ぐるみで取り組む教育環境づくり」をもとに、原則学区の学校へ通学することをご理解ください。</p> <p>要綱の改正は令和8年4月1日を予定しており、令和8年3月31日までの申請については、改正前の許可期間を適用しますので、ご意見のケースに支障はありません。</p> <p>なお、説明資料「小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱等の一部改正について」で示した事例「3 兄弟姉妹同一校通学の許可期間【例1】【例2】の「R8.4月」は「R9.4月」の誤りでした。謹んでお詫び申し上げます。この誤りによって通学できる学校への影響はありません。</p>
7	<p>現在長男が小学校5年生で居住地と違う学区の小学校に通っており、次男が来年度小学校入学を予定している。</p> <p>この制度がある前提で引っ越しをしたため、今急に変わってしまうと困ってしまうため意見する。</p> <p>長男は現在の小学校に通い、次男は長男と同じ小学校に入学し、長男が卒業する2年時に転校すると、転校前提で別の小学校に入学させるのはあり得ないと思う。私も転校経験者であるが、特に人間関係の作り直しなどでわざわざ苦労させたくはない。</p>	C	<p>小田原市教育大綱の4つの基本方針のうちの1つである「地域ぐるみで取り組む教育環境づくり」をもとに、原則学区の学校へ通学することをご理解ください。</p> <p>要綱の改正は令和8年4月1日を予定しており、令和8年3月31日までの申請については、改正前の許可期間を適用しますので、ご意見のケースに支障はありません。</p> <p>なお、説明資料「小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱等の一部改正について」で示した事例「3 兄弟姉妹同一校通学の許可期間【例1】【例2】の「R8.4月」は「R9.4月」の誤りでした。謹んでお詫び申し上げます。この誤りによって通学できる学校への影響はありません。</p>

8	<p>現在長男が小学校5年生で居住地と違う学区の小学校に通っており、次男が来年度小学校入学を予定している。</p> <p>この制度がある前提で引っ越しをしたため、今急に変わってしまうと困ってしまうため意見する。</p> <p>長男を学区の小学校に転校し、次男は学区の小学校に入学すると、人間関係の作り直しなどでわざわざ苦勞することとなる。</p>	<p>C</p> <p>小田原市教育大綱の4つの基本方針のうちの1つである「地域ぐるみで取り組む教育環境づくり」をもとに、原則学区の学校へ通学することをご理解ください。</p> <p>要綱の改正は令和8年4月1日を予定しており、令和8年3月31日までの申請については、改正前の許可期間を適用しますので、ご意見のケースに支障はありません。</p> <p>なお、説明資料「小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱等の一部改正について」で示した事例「3 兄弟姉妹同一校通学の許可期間【例1】【例2】の「R8.4月」は「R9.4月」の誤りでした。謹んでお詫び申し上げます。この誤りによって通学できる学校への影響はありません。</p>
9	<p>現在長男が小学校5年生で居住地と違う学区の小学校に通っており、次男が来年度小学校入学を予定している。</p> <p>この改正が必要とされる背景があるのは理解するが、「あふれてるから一律転校させて解決」というのは拙速と言わざるを得ない。(ついでに言うと長男が通学している小学校がそんなにあふれているとは到底思えない)</p> <p>まずは「学校運営に支障をきたす等の事由により、希望する学校への就学が困難なとき、不承認とできる」ことだけで問題ある学校の生徒数を地道に減らしていくのはいいのではないか。</p>	<p>C</p> <p>小田原市教育大綱の4つの基本方針のうちの1つである「地域ぐるみで取り組む教育環境づくり」をもとに、原則学区の学校へ通学することをご理解ください。</p> <p>ただ、例外としてやむなく学区外に通学するケースも存在するため、公平な基準を設けて運営していることをご理解ください。</p>

10	<p>三の丸小学校学区在住している。</p> <p>学区を縮小することはできないか。</p>	C	<p>学区については「新しい学校づくり推進事業」で、検討していきます。</p>
11	<p>三の丸小学校学区在住している。</p> <p>駅前に大型マンションが増えかなり生徒が増えている。</p> <p>また、隣の新玉小学校は1学級なのは、なぜか。</p> <p>多くの方が三の丸小学校に通えるように変更しているのを聞いたことがあります。祖父母の住所が学区なので通っているなど、車で通学している生徒もいる。</p> <p>1クラスに数人は学区外の生徒がいるのが現状である。</p> <p>ただでさえ、学区外が多く、大型マンションも増えるなか子どもたちが満足に学校生活を過ごすことができているのか深刻な問題だと考えている。</p>	C	<p>本件の背景にもあるとおり、一部の学校に児童生徒数の増加が続くと教室の確保ができなくなるおそれがあるため、小田原市学区審議会で審議した結果、改正の検討をしています。今後も子どもたちが適切な環境のもとで学校生活を送れるよう、運営を行っていきます。</p>
12	<p>指定学校変更の条件の、変更内容について賛成である。ただ、この変更だけでは人数の増加に対応しきれないのではないかと思う。</p> <p>そもそも、現在の学区が最寄りの学校に通えるものではないため、児童の通学距離と児童数を考慮した学区の見直しも、合わせて求める。</p>	C	<p>学区については「新しい学校づくり推進事業」で、検討していきます。</p>

13	<p>一律に学年で転校を決めるのはやめてほしい。可能ならば、より融通がきくようにしてほしい。近隣の小学校なら選択可能、兄弟の有無、子どもの定員数など…</p> <p>他にも、教室の定員数をあらかじめ定めておき、それ以上になる場合は、転校が必要。そうでない場合は転校は不要とする。</p>	C	<p>小田原市教育大綱の4つの基本方針のうちの1つである「地域ぐるみで取り組む教育環境づくり」をもとに、原則学区の学校への通学することとしています。</p> <p>ただ、例外としてやむなく学区外に通学するケースも存在するため、公平な基準を設けて運営していることをご理解ください。</p>
14	<p>マンション数の増加により駅周辺の人口が増えることが予測できることから、駅周辺の学校における教室や教員の確保に務める。今後は駅周辺や特定の地域に子どもが集まることが考えられるため、学校のあり方を検討するべき。</p>	C	<p>学区については「新しい学校づくり推進事業」で、検討していきます。</p>
15	<p>現在2人の子どもを育てているが、上の子の卒業に伴い下の子が在籍できなくなる可能性があるとのこと、非常に遺憾である。</p> <p>低学年だとしても本人の意思とは反した転校は心理的負荷が高い。</p> <p>このような提案が出ること自体、理解ができない。</p>	C	<p>小田原市教育大綱の4つの基本方針のうちの1つである「地域ぐるみで取り組む教育環境づくり」をもとに、原則学区の学校へ通学することをご理解ください。</p> <p>なお、既に就学している児童生徒及びその兄弟姉妹については、不利益を被らないよう、経過措置を設けることといたしました。</p>

16	<p>学区外という理由で近くの小学校に通えない。重たいランドセルを背負って毎日通学するので少しでも近くの小学校に通わせてあげたいと思うのはわがままであろうか。</p> <p>富水地区は線路で学区を区切っているが地区相違も発生しており、学区外の小学校のお便りが回覧板で回ってくる。</p> <p>通う予定の小学校のお便りは回ってこないため、夏祭り等入学前に訪問する機会等も制限されている。</p> <p>学区外通学の条件をもっと市民ファーストにしてほしい。</p>	<p>C</p> <p>小田原市教育大綱の4つの基本方針のうちの1つである「地域ぐるみで取り組む教育環境づくり」をもとに、原則学区の学校への通学することとしています。</p> <p>例外としてやむなく学区外に通学するケースも存在するため、公平な基準を設けて運営していることをご理解ください。</p> <p>なお、学区については「新しい学校づくり推進事業」で、検討していきます。</p>
17	<p>慣れ親しんだ学校から強制的に転校させるのは子ども達への精神的ダメージが大きいのでやめていただきたい。</p>	<p>C</p> <p>小田原市教育大綱の4つの基本方針のうちの1つである「地域ぐるみで取り組む教育環境づくり」をもとに、原則学区の学校へ通学することをご理解ください。</p> <p>なお、既に就学している児童生徒及びその兄弟姉妹については、不利益を被らないよう、経過措置を設けることといたしました。</p>
18	<p>兄弟姉妹の同一校申請については、上の子どもと下の子どもに年齢差があっても、従来どおり下の子の卒業まで認めるべきではないか。途中で転校は学習の進度等いろいろ問題がありそうなので、子どもがかわいそうである。</p>	<p>C</p> <p>小田原市教育大綱の4つの基本方針のうちの1つである「地域ぐるみで取り組む教育環境づくり」をもとに、原則学区の学校へ通学することをご理解ください。</p> <p>なお、既に就学している児童生徒及びその兄弟姉妹については、不利益を被らないよう、経過措置を設けることといたしました。</p>

19	<p>抜本的に学区を見直すべきではないか。中学校もしかりであるが、家から近い学校（仮にA）に通えず遠い学校（B）に学区のせいで通わなければならない生徒がいる一方で、逆のパターンでAに通う生徒がいるような状況はおかしいと思う。</p> <p>また、単級の学校が複数ある中、三の丸小学校は3から4クラスになっている。</p> <p>本町地区等の新規マンションの転入者を現在単級の学校に配置するよう、学区の見直しを行うべきではないか。</p>	C	<p>学区については「新しい学校づくり推進事業」で、検討していきます。</p>
20	<p>来年4月に小学校へ入学する孫の事で心配している。</p> <p>兄が入学後、隣接する学区に転居したがそのまま旧学区の小学校へ通学している。</p> <p>来春、弟が入学するが兄弟揃って同じ学校へ通学するのは当然であり親をはじめ関係者としては、別々の小学校へ通学する事は考えられない。</p> <p>しかし、改正案では兄が卒業後、弟は現住所のある小学校へ転校しなければならない。</p> <p>小学校に入学し、学校生活にも慣れ新しい友達が出来た時期の転校はあまりにも酷では無いか。</p>	C	<p>小田原市教育大綱の4つの基本方針のうちの1つである「地域ぐるみで取り組む教育環境づくり」をもとに、原則学区の学校へ通学することをご理解ください。</p> <p>要綱の改正は令和8年4月1日を予定しており、令和8年3月31日までの申請については、改正前の許可期間を適用しますので、ご意見のケースに支障はありません。</p> <p>なお、説明資料「小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱等の一部改正について」で示した事例「3 兄弟姉妹同一校通学の許可期間【例1】【例2】の「R8.4月」は「R9.4月」の誤りでした。謹んでお詫び申し上げます。この誤りによって通学できる学校への影響はありません。</p>

<p>転校が「いじめ」の要因になる事もあるそうで大変心配している。 ぜひ、そのまま入学した小学校への通学を認めていただきたい。</p>	
---	--